

# 保険診療で不妊治療を希望される方へのお願い

2022年4月1日より保険診療による不妊治療が開始されます。当院では2022年4月からできる限りの保険診療を心がけて参りますが、保険診療での不妊治療を行うにあたり、厚生労働省で決められたルールや制限がありますので患者様各位におかれましては十分にご理解の上、承諾賜りたくお願い申し上げます。

## ルールその1 治療計画の作成と同意について

不妊治療を保険診療で実施する場合、**医師による治療計画の作成、発行とその同意が必須**になります。治療計画を発行する診察日はできる限りご夫婦で来院していただきますようお願いいたします。また治療計画につきましては、治療を受けるご夫婦の署名（それぞれの直筆）が必要になります。治療計画に関して未提出や署名に不備がある場合は、その周期の治療に関して治療の中止もしくは自由診療での診察とさせていただきますので、必ず指定された日に提出していただきますようお願いいたします。

## ルールその2 婚姻関係の確認書類提出について

不妊治療を保険適用で実施する場合、**治療開始前に治療を希望される患者様ご夫婦・カップルの婚姻関係の確認**が義務付けられました。当院では体外受精治療の患者様や未婚カップルの方について婚姻関係確認を実施してまいりましたが、この4月からは**一般不妊治療を希望される方も婚姻関係を確認する必要があります**。初診時もしくは当院から指定された日までに婚姻関係確認書類をご提出いただけない場合は治療をすすめることができませんのでご了承ください。

## ルールその3 治療の回数制限について

体外受精治療を保険診療で実施する場合、**初回の胚移植治療計画を作成した日の年齢により治療の回数制限**が設けられています。初回の胚移植治療計画を作成した日の年齢が40歳未満の患者様の胚移植回数は6回まで、40歳以上、43歳未満の患者様の胚移植回数は3回までとされています。43歳以上の患者様におかれましては現行通り自由診療での体外受精治療になることをご了承ください。

## ルールその4 以前に他院で保険診療による体外受精を受けている場合

体外受精治療を他院で保険診療を受けている場合、上記の**回数制限について確認するため、以前に治療を受けていた施設に治療回数を確認する書類（当院規定書式）を作成していただき提出**をお願いいたします。必要書類につきましては看護師からご案内させていただきます。この書類の確認ができない場合、回数制限に対し正確な確認が出来かねるため、治療をお断りすることがありますのでご了承ください。

以上、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

あらかきウィメンズクリニック